

中津川市民病院倫理委員会規程

(目的)

第1条 委員会を中津川市民病院倫理委員会という。委員会では、病院で実施されようとする業務が医の倫理に適合するものかどうかを院外第三者を交えて検討する。また、討議の内容が倫理で確認した討議内容に従い、正確に行われているかを監視し、指導にあたる役目を果たす。

(構成)

第2条 本委員会の構成は、院内各層から代表で選ばれた委員及び院外学識経験者を持って構成する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会の委員長は、病院長が指名する。

- 2 副委員長は、委員長が指名した委員をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、これを代理する。

(会議)

第4条 委員会は、要請がある場合速やかに開催し、非公開とする。

第5条 委員会は、委員の半数以上の出席により成立するものとする。

第6条 討議では、提出された事案に対し、結論を下すか、資料不足のための討議の延期、討議継続等の決定を行う。結論は全会一致を原則とする。

(記録)

第7条 討議内容の記録は事務局が行い、委員全員でその記録を確認する。これを記録として事務局に保管する。これを中津川市民病院倫理委員会議事録という。この際議事録内容について開示に適さない箇所があれば、この部分を開示しない。

第8条 委員会の議事録は、病院会議に報告され、確認された後実施される。

(閲覧)

第9条 職員（嘱託職員を含む）は、病院会議にて承認された議事録を許可を受けて事務局で閲覧することができる。

(報告)

第10条 承認事項に従った業務は、委員会は決定どおり施行されたか、あるいはやむを得ず中止せざるを得なかったかを施行終了（あるいは中止）後に委員長に報告する。

- 2 報告は、報告書（別紙様式）をもってこれに代える。委員長は、報告書に施行過程で問題があった場合、あるいは追加討論して業務を再開する必要性が生じた場合、速やかに委員会を開催し、討議の場を設定できる。
- 3 問題なく終了した業務については、議事録に付して残し、委員全員が確認にあたる。

(任期)

第11条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員が出た場合は、後任を選出する。その任期は、前任者の残任期間とする。

付則

この規程は、平成15年度から適用する。

この規程は、平成20年12月16日から施行する。